

1 地域医療の充実



①施策が目指す姿

対象 市民、観光客等

目指す姿 (状態) 質の高い医療を受けることができる

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和6年度(2024)	目標値 令和12年度(2030)
地域医療支援病院の継続	承認要件達成 紹介率 74.0% 逆紹介率 104.6%	紹介率及び逆紹介率の承認要件を満たす

※地域医療支援病院の承認要件の一つである紹介率及び逆紹介率は、次のいずれかを満たす必要がある。

- 1 紹介率 80%以上
- 2 紹介率 65%以上、逆紹介率 40%以上
- 3 紹介率 50%以上、逆紹介率 70%以上

③現状と課題

現状

- ・伊東市民病院は、国が進める病診連携を推進する中核的病院となる「地域医療支援病院」に指定され、急性期医療の役割を果たしています。
- ・伊東市立夜間救急医療センターにおいて第一次医療分野の初期救急を担い、伊東市民病院において第二次救急医療を24時間受け入れる体制を確保することにより、市内の救急医療体制の整備を進めています。
- ・来遊客も安心して訪れることができる医療体制の整備が求められています。
- ・伊東市民病院は、災害拠点病院機能を持ち災害時に災害医療救護活動の拠点として機能を果たすことが求められています。

課題

- ・かかりつけ医の推奨の強化
- ・伊東市民病院と地域の医療機関との連携強化
- ・地域の実情に合わせた救急医療体制の整備
- ・観光と医療の連携施策についての検討
- ・災害時における各救護所や診療所、災害対策本部との連携

④施策の方針

- ・地域全体の医療の充実を図るためには、伊東市民病院と地域内の医療機関との連携や役割分担が重要であることから、市民がかかりつけ医を持つことを進めていきます。
- ・伊東市民病院においては専門的な医療に対応することが必要であるため、医療従事者の確保を進めます。
- ・伊東市医師会が担う第一次救急医療と伊東市民病院が担う第二次救急医療の機能を高めるとともに、第三次救急医療機関への搬送が必要な時には、迅速な対応ができるよう救急医療体制を強化します。
- ・市民のみならず、来遊客にも対応できる病院機能の整備、特に救急医療体制以外にも健診機能等の充実を図ります。
- ・伊東市民病院が災害拠点病院として機能を維持するとともに、救護所及び重症患者を搬送する広域的拠点施設との連携強化を図り、搬送方法を含めた災害医療体制の充実強化を図ります。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
地域内の医療連携の推進	伊東市医師会と協力した伊東市民病院と地域内の医療機関の連携強化、市民へのかかりつけ医を持つことの推奨
伊東市民病院の運営の充実	伊東市民病院の医療機能の向上と健全な経営
救急医療体制の整備	伊東市民病院が担う第二次救急医療体制の整備、第一次救急医療を担う伊東市立夜間救急医療センターや地域内の医療機関及び第三次救急医療機関との連携強化
観光と医療との連携推進	来遊客も安心して訪れることができる救急医療体制の整備、来遊客の利用も考慮した医観連携の推進に資する健診機能の充実
災害医療体制の充実	災害拠点病院機能の維持

⑥役割分担

市民

- ・医療資源が有限であることを理解し、かかりつけ医を持つことで自分や家族の健康保持・増進に努めます。
- ・緊急の場合を除き、安易な夜間・休日受診を控え、限りある医療資源を守ります。
- ・診療所においては、かかりつけ医の普及を通じ、医療機関の機能分化と役割を明確化させ病院との連携を充実させることで、地域医療全体の質の向上を図ります。

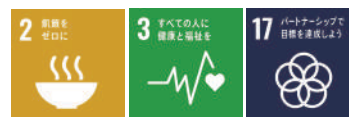
行政

- ・市民に対してかかりつけ医を持つことを推奨するとともに、地域医療機関に関する分かりやすい情報提供を行います。
- ・救急医療及び災害医療体制を整備します。
- ・医療従事者確保対策事業を通じ伊東市民病院の医療従事者確保を図ります。



伊東市民病院

2 健康づくり支援



①施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿(状態) 自分のからだやことを知り、穏やかな生活をおくることができる

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
	令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
健康寿命(お達者年齢※)	男性 78.8 年 女性 84.2 年 (令和4年度・2022)	男性 80.3 年以上 女性 84.6 年以上 (令和9年度・2027)
健康意識 (各種健康診査及び検診受診者延べ人数)	33,605 人	34,000 人以上

※0歳の人が、あと何年、自立(要介護2未満)でいられるかの平均。65歳未満で亡くなった人の情報を含む。(死亡数、要介護度など住民基本台帳、介護登録者台帳、簡易生命表を使用し、算出している。)

③現状と課題

現状

- 令和4年度の「健康寿命(お達者年齢)」は、男性78.8年、女性84.2年と県下では低い結果です。
- 本市の死因は、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患が大きな割合を占めており、特に本市は、悪性新生物(がん)標準化死亡率(SMR)が男性110.1、女性126.2と男女ともに高い状況です。
- 平成29年～令和3年の自殺死亡率(人口10万対)の平均値は18.8で、県の16.2、国の16.3と比べて高い状況です。
- 国民健康保険における医療費負担の大きい疾患は、慢性腎不全、糖尿病、関節疾患、高血圧症の順となっています。男女ともに高血圧症は県の標準化比を上回っています。
- 後期高齢者医療における医療費では、骨折が最も多くなっていますが、不整脈、高血圧症がともに上位にあり、高血圧症においては県の標準化比を上回っています。
- 市民の健康アンケートから、市民の7割近くが適正体重を維持できているものの、男性では40歳代～50歳代の「肥満」の割合が4割近くになっています。一方、女性では、18・19・20歳代と30歳代の「やせ」の割合が3～4割と高くなっています。

課題

- 場所や時間にとらわれずに健康に資する取組ができる環境の整備
- ICTの活用を推進し、健康に関する情報を入手・活用できる基盤の構築
- 地域や職域など様々な場面で課題の解決につながる社会環境の整備
- 多くの市民が健(検)診を受診しやすい環境づくりの推進
- ライフステージに応じた望ましい食生活の実践
- 予防接種等の感染症対策の推進

④施策の方針

- 健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じて望ましい生活習慣を目指した健康づくりを推進します。
- 地域や社会経済状況の違いによって生じる健康格差の縮小を図るため、誰一人取り残さない社会環境の質の向上に取り組みます。
- 身体活動や運動に取り組みやすい、健康になるまちづくりを推進します。
- 人の生涯を経時的に捉えた健康づくり(ライフコースアプローチ)の観点も取り入れ、「誰一人取り残さない健康づくり」を目指します。
- 受診しやすい健(検)診の環境づくりと検査内容の充実を図り、市民にとって健(検)診が身近なものになるよう努めます。
- 感染症予防に関する知識の習得機会を創出するとともに、予防接種機会拡充のための取組や伊東市医師会及び関係機関との協力体制を築きます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
個人の行動と健康状態の改善	生活習慣病やがんなどの予防につながる健康的な生活習慣に関する健康教室や健康相談の実施、ICTを活用した健康情報の提供及び個人の行動変容の支援
社会環境の質の向上	暮らしているだけで健康になれるまちづくりの推進、身体活動や運動に取り組みやすいまちづくりの推進、望まない受動喫煙のない環境づくりの推進
食育の推進	家庭、学校・保育所、職場など地域や関係団体と連携し、ライフステージに応じた望ましい食生活についての情報提供、健診結果に基づいた栄養指導
受診しやすい健（検）診の環境づくりと健（検）診内容の充実	伊東市医師会等と連携した受診しやすい体制の整備
歯科疾患の生活の質を上げるための予防と口腔機能の獲得・維持・向上	口腔ケアについて知識の普及啓発、ライフコースに沿った口腔機能の維持、歯周病等の歯科検診について、SNS等を活用した受診勧奨
生涯を通じた健康づくりの推進	ライフコースアプローチの観点も取り入れ、女性や子どもに着目した健康づくりの推進
感染症対策の推進	感染症の発生情報の正確な把握と分析、ICTを活用した迅速な情報提供、手洗い、うがいなどの生活習慣の定着・維持を促進、予防接種による感染症のまん延防止

⑥役割分担

市民

- ・健康の保持増進に努めます。
- ・生活習慣病とその重症化を進めるリスクとなる喫煙等の生活習慣との関係についての正しい知識をもち、疾病の発症及び重症化予防に努めます。
- ・健診、保健指導等を利用し、自分の健康状態の把握と改善に努めます。
- ・自分の体にあった食べ方を知り、食事をおいしく楽しみながら、健康状態を維持することに努めます。
- ・がん、こころの健康、感染症等に対して正しい知識を持ち、早期発見や重症化予防のための適切な行動を取るよう努めます。

行政

- ・市民の健康状態とニーズに応じた健康づくり事業を推進します。
- ・生活習慣病やがんについての正しい情報を提供し、発症及び予防に取り組むことができる環境や検診体制を整備します。
- ・伊東市医師会等と連携し、対象者のニーズに合った受けやすい健（検）診体制を整備します。
- ・市民誰もが、食事を楽しみながら健康に過ごすことができるように、食育推進団体等と連携して支援をしていきます。また、健康寿命の延伸につながる栄養バランスの良い食事について、普及啓発や情報提供を行います。
- ・こころの健康問題を把握し、包括的に支援するシステムづくりを推進します。また、こころの健康に関わる人材の育成に取り組みます。
- ・感染症対策のため、国・県、医療機関等と連携し、情報共有や連絡調整など、迅速に対応できるよう取り組みます。
- ・ライフスタイルの多様化に対応しながら、社会活動を行っている人の増加を図り、地域へのつながりを強化します。

⑦関連する個別計画

- 伊東市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 伊東市国民健康保険データヘルス計画
- 伊東市保健計画
- 伊東市自殺対策計画
- 伊東市食育推進計画
- 伊東市長期ビジョン

3 出産・子育て支援の充実



①施策が目指す姿

- 対象

子育て世代

- 目指す姿 (状態)

安心して出産ができ、心身共に健やかに子育てができる

- 対象

子ども

- 目指す姿 (状態)

心身ともに健やかに成長できる

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和6年度 (2024)	目標値 令和12年度 (2030)
子育てを楽しんでいる親の割合 (乳幼児健康診査アンケート)	94.2%	95.0%以上
「出産・子育て支援の充実」に満足している 市民の割合 (市民満足度調査)	58.5%	70.0%以上

③現状と課題

現状

- ・若者の意識や行動形態の多様化に伴い、家庭を築くことや子育てに対する意識が希薄化しています。
- ・妊娠・出産の状況を見ると、出生数は年々減少しています。(出生数R2:242人→R6:190人)
- ・多様な家族形態、地域との関わりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支えるような支援者がいないまま妊娠・出産を迎える母親が増加しています。
- ・本市の乳幼児健康診査において、発達面で支援を必要とする子どもの割合は年々増加しています。
- ・ひとり親家庭等については、子育てと就業の両立により、生活・育児環境の負担感が高い状況にあり、貧困率も高く経済的に厳しい状況です。
- ・貧困等の問題を抱える家庭は社会的に孤立する傾向があるとされ、また、その子どもも高校、大学等への進学率が低い傾向にあります。
- ・少子化や地域のつながりが希薄になる中、全国的に児童虐待が問題になっています。

課題

- ・子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援拡充の推進
- ・子育て中の孤立感や負担感を軽減する施策の強化
- ・発達面で支援を必要とする子どもの療育環境整備及び相談支援の充実
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため経済的支援及び就労支援の充実
- ・子どもが安心して暮らすことができる環境整備

④施策の方針

- ・子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、経済的な支援を拡充します。
- ・医療機関、行政等の各関係機関から、個々のサービス提供だけではなく、こども家庭センターを設置し、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない支援体制（ワンストップ拠点）を強化していきます。
- ・妊娠期から子育て期にわたって地域ぐるみでの子育て事業を継続し、内容の充実を図ります。
- ・発達の支援が必要な子どもとその保護者等に対し、早期発見と切れ目ない発達の支援及び保護者等の相談支援を含めた乳幼児期からの総合的な療育体制の整備を図ります。
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、就学支援、自立支援・教育訓練等による経済的支援及び就労支援の充実を図るとともに、相談支援窓口による相談体制を強化します。
- ・地域ぐるみでの子どもの見守りとして、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、地域からの孤立を防ぎます。
- ・児童虐待の早期発見・未然防止のために関係機関との連携強化を図ります。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
子育て世帯の経済的支援の推進	誕生祝金や入学祝金の贈呈、子育て支援医療費助成、妊婦のための支援給付金、妊産婦健診助成、不妊等治療費助成
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の推進	総合的相談窓口の設置及び産前・産後の専門的支援の充実化、発達面で支援が必要な子どもとその保護者等に対する療育環境及び相談支援、保護者のネットワークづくりの推進、子育て支援に関する情報発信の充実
ひとり親家庭の自立促進	自立支援教育訓練及び職業訓練促進給付等の就業支援、子育てや生活に係る相談支援体制の強化
子どもが安心して暮らせる環境づくりの推進	地域での子どもの見守り活動を行うとともに子どもの居場所づくりの推進、児童虐待の早期発見及び早期対応並びに未然防止のための関係機関との連携強化

⑥役割分担

市民

- ・保護者等においては、行政や地域の支援を受け、安心して楽しく子育てすることで、子どもが心身ともに健やかに成長することができるように努めます。
- ・地域においては、子どもたちへの目配り、声掛けなどの見守りを通じ、相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、安心して生活できる地域づくりに努めます。

行政

- ・保護者等の子育てに対する負担感や不安が少しでも軽減され、子育てが楽しめるような経済的支援づくり等に取り組みます。
- ・誰もが安心して子育てに取り組めるよう地域ぐるみの環境づくりに取り組みます。
- ・発達に支援が必要な子ども及びその保護者等が能力に応じて、社会参加できるよう支援します。

⑦関連する個別計画

- 伊東市子ども・子育て支援事業計画
- 伊東市保健計画

4 保育及び幼児教育の充実



①施策が目指す姿

対象 子どもたち

目指す姿 (状態) 健やかに成長することができる

対象 子育て世代

目指す姿 (状態) 子育てと仕事が両立できる

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和6年度(2024)	目標値 令和12年度(2030)
待機児童数〈4月1日時点〉	0人 (令和7年度・2025)	0人
園での保育に満足している保護者の割合 (保育園保護者アンケート・幼稚園評価アンケート)	98%	100%
多様なニーズに対応した保育への満足度 (保育園保護者アンケート)	77%	92%以上

③現状と課題

現状

- ・少子化、核家族化及び生活の多様化に伴い、子どもと子育てを取り巻く環境が変化し、保育ニーズが増加しています。
- ・小規模保育事業所の開設支援や一時預かりの実施など、待機児童対策に取り組んできた結果、令和7年4月1日時点で待機児童は解消されています。
- ・女性の社会進出や共働き世帯が増加傾向にあり、就労形態に応じた延長保育、一時預かり、休日保育等の特別保育を提供し、子育て環境の充実を図っています。
- ・児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保しています。
- ・子どもと保護者が気軽に利用でき、子育ての悩み相談、子育て関連情報の提供等を行う子育て世帯の集いの場を提供しています。
- ・施設の老朽化が進んでおり、幼稚園・保育園の再編は喫緊の課題となっています。
- ・保育人材の不足に加え支援を必要とする園児数が増加しています。

課題

- ・待機児童ゼロの維持
- ・多様化する子育てニーズに対する保育事業の推進
- ・幼稚園及び保育園の安全・安心な運営の推進
- ・子育て支援事業ごとの垣根のない情報提供及び相談体制の推進
- ・幼稚園及び保育園の老朽化対策、未利用施設の活用などの検討
- ・幼稚園及び保育園の再編
- ・教育・保育に関わる人材の確保

④施策の方針

- ・ 保育環境の整備、幼稚園預かり保育の運営等、待機児童対策を推進します。
- ・ 多様化する子育てニーズに対応する保育事業を充実させ、働きながら子育てができる環境整備に努めます。
- ・ 保護者が最適な保育サービスを選択できるように、子育て支援に係る事業の情報サービスの充実に努めます。
- ・ 教育・保育現場の人材確保、専門的な知識の習得及び保育技術の向上に努め、安全・安心な教育環境及び保育の充実と質の向上を図ります。
- ・ 少子化及び多様な社会構造に対応できる幼・保一元化を視野に入れた幼稚園及び保育園の再編を前提とした協議を進めていきます。
- ・ 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備していきます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
待機児童対策の推進	保育環境の整備、幼稚園預かり保育の運営
多様なニーズに対応した保育事業の推進	延長保育、一時預かり、病児保育
保育及び幼児教育の充実	小学校との連携、職員の質の向上、人材確保、園外及び地域活動等の体験
情報提供、相談体制の充実	ニーズに対応したサービス内容の情報提供と相談体制の強化
幼稚園及び保育園の再編及び認定こども園の整備	幼稚園及び保育園の認定こども園を見据えた再編

⑥役割分担

市民

(保護者)

- ・ 子どもの育成に責任を持ち、生活習慣を身に付けさせ、育ちに必要な支援を行うとともに、地域や社会とのつながりを大切にします。

(地域)

- ・ 子どもに対する関心を高め、子どもへの関わりを持ち、子育て世代との信頼関係を構築するとともに子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを進めます。

(企業・事業所等)

- ・ 事業主の意識醸成とともに、仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができるよう努めます。

行政

- ・ 保護者のニーズに沿った教育・保育内容の充実を図り、安心して子育てすることができる環境づくりを進めます。
- ・ 地域や社会が子育てを応援しやすい環境を築きます。

⑦関連する個別計画

- 伊東市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

5 高齢者福祉の充実



①施策が目指す姿

対象 高齢者

目指す姿 (状態) 地域の中でいきいきと生活できる

対象 地域

目指す姿 (状態) 住民相互で支え合い暮らすことができる

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和6年度(2024)	目標値 令和12年度(2030)
元気な高齢者の割合 (介護保険第1号被保険者のうち、要介護・ 要支援認定を受けていない高齢者の割合)	82.3%	81.0%以上
健康寿命(お達者年齢※)	男性 78.8 年 女性 84.2 年 (令和4年度・2022)	男性 80.3 年以上 女性 84.6 年以上 (令和9年度・2027)
生活支援サポーターによる支援件数	600 件 (単年)	3,000 件以上 (5年間累計)

※0歳の人が、あと何年、自立(要介護2未満)でいられるかの平均。65歳未満で亡くなった人の情報を含む。(死亡数、要介護度など住民基本台帳、介護登録者台帳、簡易生命表を使用し、算出している。)

③現状と課題

現状

- 本市の高齢化率は44.2%(R6.4.1現在)と県下7位で、静岡県平均30.7%と比較し高い状況となっており、人口推計によれば、今後、高齢者人口(R7.4月:28,395人)は減少していきませんが、後期高齢者人口(75歳以上)(R7.4月:17,762人)は増加していきます。
- 高齢化率の上昇に伴い介護サービスを必要とする高齢者が増加し、介護給付費(R6:8,507百万円)も比例して増加しています。
- 介護保険でカバーできない日常生活上の困りごと(ゴミ出し、草むしり、移動支援等)を解決するボランティアを養成し、地域の助け合い活動を推進しています。
- 地域包括支援センターにおいて相談件数(介護申請、認知症、貧困等)が増加しています。
- 介護に携わる人材が全国的に不足しています。

課題

- 高齢者が要支援・要介護状態にならないための自立支援・重度化防止の強化
- 元気な高齢者が活躍できる場の拡大
- 介護保険サービスによらない、住民の助け合いや高齢者の力を活用したサービスの拡充
- 複合した問題を抱える高齢者の権利擁護
- 地域で暮らし続けるための在宅医療と介護の連携
- 市民の認知症の方に対する理解や受入れ態勢の充実
- 必要なサービスを安心して利用できる適正な介護保険制度の運営
- 介護に携わる専門職やボランティアの人材不足の解消

④施策の方針

- ・高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するため、生きがいきりや自立支援・要支援からの回復・重度化防止の取組を進めます。
- ・ボランティアや元気な高齢者の力を活用し、支援が必要な高齢者の様々な生活援助に対応する体制の拡充を図ります。
- ・行政や地域包括支援センターを中心に、虐待防止の措置や成年後見制度の利用を通じ、高齢者の権利擁護を図ります。
- ・地域ケア会議の開催を通じ、地域課題の抽出や解決を図るほか、ICT機器等の先進技術を活用した医療・介護の連携を推進します。
- ・認知症の方やその家族の意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症を正しく理解し、支え合うための取組を進めます。
- ・介護給付適正化の取組を推進し、サービスの質の向上に努めます。
- ・介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、介護事業所やサービスを必要とする高齢者と研修修了者のマッチングを進めます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
健康で生きがいのある暮らしの支援	健康福祉センター等の活用や通いの場の開設支援、高齢者の社会参加の支援
介護予防事業等への参加の勧奨	介護予防事業等に参加していない方への勧奨、男性に対する介護予防事業等の周知・参加勧奨の強化
介護予防の推進及びフレイル対策	訪問型サービス・通所型サービス・一般介護予防教室・健康体操クラブなどを通じた介護予防及び栄養講話・口腔体操・社会参加によるフレイル対策*
住民相互で行う地域の支え合い	生活支援コーディネーターによる生活支援・介護予防の基盤整備、高齢者を支援するボランティアの養成、支援を必要とする高齢者とのマッチング、地域の助け合い活動の推進及び好事例の情報共有による支援の充実
高齢者の権利擁護	地域包括支援センターを中心とした多職種協働による取組、成年後見制度の活用
地域包括ケアシステムの構築	地域ケア会議による課題解決、在宅医療・介護連携の推進、認知症サポーターの養成及びチームオレンジの立ち上げ支援、企業及び警察の協力並びにICT機器を活用した認知症高齢者の見守り
介護保険サービスの向上	介護給付費適正化の推進、介護保険相談員の配置
介護人材の育成	基準緩和型サービス研修により養成した人材とその人材を必要とする介護事業所とのマッチング

*フレイルとは、「加齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態」

⑥役割分担

市民

(高齢者)

- ・要支援、要介護状態にならないため、積極的に社会参加するとともに介護予防に努めます。

(地域)

- ・高齢者の生活を支援するボランティア活動等に参加します。

行政

- ・高齢者が地域において健康で暮らし続けられるよう、社会参加の機会や介護予防の場を作ります。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療関係者及び介護事業者の連携支援並びに制度に対する認識の共有を図ります。
- ・介護保険制度を適正に運営するとともに、介護人材の育成と介護保険事業所とのマッチングを進めます。

⑦関連する個別計画

- 伊東市地域福祉計画
- 伊東市高齢者福祉計画
- 伊東市介護保険事業計画

6 障がい者福祉の充実



①施策が目指す姿

対象 障がい者（児）・その家族

目指す姿（状態） 障がい者（児）が安心して生活することができる

②成果指標（KPI）

指標名	現状値 令和6年度（2024）	目標値 令和12年度（2030）
相談支援事業所の相談件数	9,127件	9,500件以上
障がい福祉サービス支給決定者数（実数）	720人	750人以上
市内企業の障がい者雇用率（年度末数値）	2.29%	法定雇用率以上
障がい福祉サービス利用後の一般就労者数	6人	7人以上

③現状と課題

現状

- ・障がい者（児）及びその家族が抱える生活に関する悩みや不安が多様化しています。
- ・障がい福祉サービス利用者は毎年増加傾向となっているものの、多様な福祉政策やサービスについて周知の難しさがあります。（支給決定者実数 R1:587人→R6:720人）
- ・障がいの重さや特性などを理由に、一般の企業に就職することが困難な人もいます。
- ・市内企業の障がい者雇用率は近年上昇傾向にあるものの、令和6年度の法定雇用率（2.5%）に達していない状況です。（R1年度末:2.02%→R6年度末:2.29%）
- ・障がい者（児）が自立し、社会参加するためには、周囲の理解・支援が必要です。

課題

- ・障がい者（児）及びその家族への相談体制の充実
- ・障がい福祉サービスの充実及び周知の強化
- ・障がい者（児）と地域住民との相互理解や地域の受入れ体制づくりの充実
- ・市内企業における障がい者雇用率の向上

④施策の方針

- ・障がい福祉サービスに関する情報について、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。
- ・障がい者（児）及びその家族が身近で気軽に専門的な相談ができる場所を充実させます。
- ・障がい福祉サービス事業者間の連携を強化し、障がい者（児）及びその家族が抱える悩みや不安の情報を共有し、その問題の解決に努めます。
- ・事業所授産品等の展示会・販売会の開催の場を確保します。
- ・ハローワーク等の就労機関と連携を図り、障がい者雇用率の向上を図ります。
- ・障がい福祉サービス利用後の一般就労者数の増加に努めます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
相談体制及び情報提供の充実	相談支援の充実、各相談会の広報への掲載、障がい福祉サービスについての情報提供の充実、基幹相談支援センターの設置
障がい福祉サービスの充実	熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会における障がい福祉サービス事業所との協議及び連携による問題解決
障がい者（児）への理解の促進・啓発	事業所授産品等の展示会・販売会の開催、障がい者（児）と地域の相互理解の促進、障がい者（児）虐待防止のための啓発活動の充実
障がい者雇用の推進	ハローワーク等の関係機関との連携、熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会就労支援部会の充実

⑥役割分担

市民

（サービス提供事業者）

- ・相談支援及びサービスの充実を図ります。
- ・障がい者（児）及びその家族の不安・悩みを把握し、必要なサービスの提供を支援します。

（障がい者（児）及びその家族）

- ・障がい者（児）が必要なサービスを受けながら、自立した生活を目指します。

行政

- ・障がい者（児）の不安・悩みを把握するとともに、その対応を事業者と協議し、解決するよう支援します。
- ・働くことが障がい者の生きがいにつながるよう、ハローワーク等と連携し、障がい者の雇用の促進します。
- ・就労支援事業所と協働し、授産製品等の販売を通じ、障がい者（児）と地域住民等との交流を推進します。

⑦関連する個別計画

- 伊東市障がい者計画
- 伊東市障がい福祉計画・伊東市障がい児福祉計画

7 地域福祉の充実



①施策が目指す姿

- 対象** 支援を必要とする人

- 目指す姿 (状態)** 住み慣れた地域の中で支え合い共に暮らすことができる

- 対象** 地域

- 目指す姿 (状態)** 多くの人が地域福祉活動等へ参加することで地域が活性化される

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和6年度 (2024)	目標値 令和12年度 (2030)
「地域内の助け合いなどの地域福祉の充実」に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	63.9%	65.0%以上
ボランティアセンターによるボランティア活動あつ旋件数	10件	60件以上

③現状と課題

現状

- ・ 少子高齢化や核家族化などの社会環境が変化する中で、地域では隣近所との付き合いが減るなど人間関係が希薄化しています。
- ・ 高齢化の進行等により、支援を必要とする高齢者が増加している一方で、介護・障がい福祉事業所においては有資格者等の人材が不足しています。
- ・ 障がい者等の支援が必要な人と市民との相互理解のための学習機会や交流の場が不足しています。
- ・ 障がいのある人や介護が必要な人のうち、災害発生時等に自力で避難できない人に対する支援体制の充実が求められます。
- ・ 収入の少ない世帯やひきこもりなど、経済的な支援を必要とする生活困窮者が増加しています。
- ・ 高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、あらゆる生活上の困難を抱える住民への包括的な支援体制の整備が求められます。

課題

- ・ 支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の構築
- ・ 介護・障がい福祉事業所における有資格者等の人材不足の解消
- ・ 障がい者等の支援が必要な人と市民との相互理解の促進
- ・ 平常時からの見守り活動、発災時における安否確認活動等の支援体制の強化
- ・ 生活困窮者への適切な支援体制の構築
- ・ 全世代・全対象型地域包括支援体制の整備

④施策の方針

- ・障がいの有無や生活の程度に関係ない地域社会の互助の必要性を共有できるように学習の機会や交流の場を創出します。
- ・中高生に対し、福祉の仕事に関心が持てるように職場体験を実施することで、福祉職に対する理解を深めてもらい、将来の就業に向けた学生の意識向上に努めます。
- ・支援が必要な人にも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにボランティアセンターの充実、福祉ボランティア登録者の増員に努めます。
- ・協力団体への避難行動要支援者名簿の配付及び支援者の情報更新を行い、日頃から状況把握に努めます。
- ・生活に困窮する世帯からの相談に対し、状況や程度に応じた適切な支援に努めます。
- ・相談者からの困りごとに対して適切に対応するために、庁内における横断的な連携を図り、各相談機関や関係機関が相互に連携する包括的な支援を行う体制の整備に努めます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
社会福祉関係団体が行う地域福祉活動の支援	子ども・高齢者・障がい者の地域交流が図られるイベントの推進
介護・障がい福祉事業所における専門職不足の解消	UIターン等により市内事業所に就業する有資格者に対する公的支援の実施
福祉ボランティアの養成	新規登録のための養成講座の開催、登録者へのスキルアップ研修の開催、情報共有のための連絡会の開催
民生委員児童委員による避難行動要支援者への支援活動	地域の避難行動要支援者の実情把握、必要な支援の実施
生活困窮者等に対する相談支援の充実	自立相談支援、家計改善支援、住居確保支援、居住支援、就労準備支援、学習支援
包括的な相談支援	包括的な相談の場等の整備、多機関との協働による包括的な相談支援の実施

⑥役割分担

市民

(市民)

- ・地域福祉活動への積極的な参加やボランティア活動に協力します。

(支援を必要とする人)

- ・自立に向けた病気の治療や生活訓練から就労に向けて取り組みます。

(事業所)

- ・支援を必要とする人に適切なサービスを提供し、高齢者や障がい者の雇用を図ります。

(福祉関係団体)

- ・支援を必要とする人の支援活動を行いつつ、地域福祉を広めるための啓発事業に取り組みます。

行政

- ・民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会などと連携し、適切な相談支援や福祉サービスを提供するとともに、市民とボランティアが支え合う体制づくりに取り組みます。
- ・福祉の仕事に関心が持てるように情報発信を続け、将来的な福祉職の確保に取り組みます。
- ・生活困窮者への適切な自立支援事業を実施します。
- ・属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的に受け止める相談支援体制づくり及び関係機関との連携強化に取り組みます。

⑦関連する個別計画

- 伊東市地域福祉計画
- 伊東市地域福祉活動計画
- 生活困窮者自立支援計画
- 伊東市避難行動要支援者避難支援計画

8 多様性のある社会の実現



①施策が目指す姿

対象 市民

目指す姿 (状態) お互いの個性と多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和6年度(2024)	目標値 令和12年度(2030)
「お互いの個性と多様性を認め合う社会の実現」に満足している市民の割合(市民満足度調査)	60.8%	65.0%以上

③現状と課題

現状

- ・人権問題は、いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、DVなど多様化し、LGBT等の性的少数者への偏見など新たな問題も生じています。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる年代層に男女共同参画についての理解が浸透するように引き続き啓発活動を充実させることが求められています。
- ・DVは主に家庭内で起こっていて、当事者しか分からない場合が多いため、被害が深刻化、長期化する傾向にあります。
- ・障がい者(児)が自立し、社会参加するためには、周囲の理解・支援が必要です。
- ・市内企業の障がい者雇用率は近年上昇傾向にあるものの、令和6年度の法定雇用率(2.5%)に達していない状況です。(R1年度末:2.02%→R6年度末:2.29%)
- ・障がいの重さや特性等を理由に、一般の企業に就職することが困難な人もいます。

課題

- ・DV・虐待・セクシュアルハラスメント等の防止と対策
- ・固定的な性別役割分担意識の解消
- ・仕事と生活の両立を可能とする仕組みの啓発
- ・DVを未然防止・早期発見するための取組の推進
- ・学校において障がいを始め、国籍、性別等多様性を認め合う心のバリアフリー教育を推進するための施策の検討
- ・障がい者(児)と地域住民との相互理解や地域の受入れ体制づくりの充実
- ・市内企業の障がい者雇用率を向上させる施策の検討

④施策の方針

- ・市民・事業所・NPO等の多様な主体の参画により人権が尊重される社会の実現のため、関係機関と連携して啓発活動の充実を図ります。
- ・政策・方針等の意思決定過程において女性の登用が広まるように推進していきます。
- ・仕事と子育て・介護等の家庭生活との両立が可能となるようワークライフバランスの啓発に取り組みます。
- ・DV防止に対する理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談機関の充実及び周知を図ります。
- ・人を思いやり、尊重する心を育む教育を推進します。
- ・事業所授産品等の展示会、販売会の開催の場を確保します。
- ・ハローワーク等の就労機関と連携を図り、障がい者雇用率の向上を図ります。
- ・障がい福祉サービス利用後の一般就労者数の増加に努めます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
人権を尊重する社会の推進	人権教室等の人権に関する啓発活動の充実
男女共同参画社会の推進	伊東市男女共同参画「あすを奏でるハーモニープラン」における取組の充実
配偶者等暴力防止対策の推進	DV防止のための啓発活動の充実
心ゆたかな子どもの育成	教育活動全体を通じた計画的・組織的な人権教育の推進
障がい者（児）への理解の促進・啓発	事業所授産品等の展示会・販売会の開催、障がい者（児）と地域の相互理解の促進、障がい者（児）虐待防止のための啓発活動の充実
障がい者雇用の推進	ハローワーク等の関係機関との連携、熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会就労支援部会の充実

⑥役割分担

市民

- ・自ら人権に対する関心を持ち、理解を深め、家族等親しい人との身近な会話の中でお互いに人権尊重の気持ちを育みます。
- ・家庭・地域・職場等あらゆる場面において、固定的な性別による役割分担となっていないか意識するとともに、性別にかかわらず仕事と生活の調和が取れるライフスタイルを心掛けます。
- ・家庭だけでなく地域ぐるみで子どもの成長を見守ります。

学校

- ・学校における人権教育の推進を図ります。

行政

- ・人権に関する啓発事業を実施するとともに、相談体制を整えます。
- ・「あすを奏でるハーモニープラン」を推進し、市内事業所のモデルとなります。
- ・学校における人権教育の推進を図ります。
- ・就労支援事業所と協働し、授産製品等の販売を通じ、障がい者（児）と地域住民等との交流を推進します。
- ・働くことが障がい者の生きがいにつながるよう、ハローワーク等と連携し、障がい者の雇用の促進します。

⑦関連する個別計画

- 伊東市男女共同参画「あすを奏でるハーモニープラン」
- 伊東市障がい者計画
- 伊東市障がい福祉計画・伊東市障がい児福祉計画

9 保険・年金制度の運営



①施策が目指す姿

対象 制度加入者

目指す姿 (状態) 制度の理解を深め、生涯にわたり安心して保険・年金サービスを楽しむことができる

②成果指標 (KPI)

指標名	現状値 令和6年度(2024)	目標値 令和12年度(2030)
制度理解の醸成等を図るための広報による周知	34回	34回以上
公平な負担に対する意識向上の取組や適正なサービス受給のための相談会の実施	54回	54回以上

③現状と課題

現状

- ・医療保険・年金制度は、急速な少子高齢化により保険料(税)を納める働き手が少なくなる一方で、医療や年金の給付を必要とする高齢者等は増加しています。
- ・安心して医療を受けられる医療保険制度や老後の生活を支える国民年金制度が、将来にわたって持続可能な制度となるよう、国は度重なる制度改革を実施していますが、これにより複雑かつ分かりにくい制度となっています。
- ・保険料(税)未納者が見受けられるなど、公平な負担が保たれていません。
- ・医療保険加入者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費は依然として高い水準にあります。
 ※ 国民健康保険制度一人当たり医療費 (R 1:33万577円→R 6:36万6,830円)
 後期高齢者医療制度一人当たり医療費 (R 1:75万110円→R 6:76万3,990円)

課題

- ・医療保険・年金制度に関する情報提供を充実していくための施策の強化
- ・保険料(税)収納率向上を図るため、納付意欲の喚起に関する施策の強化
- ・医療費の適正化に関する施策の強化

④施策の方針

- ・医療保険・年金制度に関する情報について、分かりやすく効果的な広報活動に取り組むとともに、相談業務の充実を図ります。
- ・保険料(税)納付について、徴収方法・減免の案内手法の充実化を図ることにより、加入者の公平な負担に取り組めます。
- ・医療保険制度の安定的な運営を実現するため、多様な医療費適正化に取り組めます。

⑤基本的な取組

基本的な取組	主な内容
情報提供の充実	窓口配架、広報紙、ホームページの活用、保険料（税）通知書等へのパンフレット同封による配布
相談業務の充実	関係機関との連携、説明会・研修会への参加、窓口・電話対応、相談会の実施
保険料（税）収納率向上	口座振替等の便利な納付方法や減免制度についての周知強化、各種手続・相談時の案内強化
医療費適正化への取組	ジェネリック医薬品の普及促進、特定健康診査の実施、後期高齢者健康診査の実施、一日人間ドックの実施、健康指導の実施

⑥役割分担

市民

- ・一人一人が生活を支える基盤であるとの自覚や公平な負担に対する意識を高め、保険料（税）の適正な納付に努めます。
- ・予防や健康づくりを通じて自身の健康の維持に努めます。
- ・医療機関への適正な受診を心掛けます。

行政

- ・制度を適切に利用できるように必要な情報発信を行います。
- ・公平にサービスを受けられるように適切な相談業務を実施します。
- ・公平な負担が保たれるように保険料（税）収納率向上に向けた環境を整備します。
- ・生活習慣病の予防、適切な健診の促進及び保健指導を実施することで、医療費適正化につなげます。

⑦関連する個別計画

- 伊東市国民健康保険データヘルス計画
- 伊東市特定健康診査等実施計画